

論文審査結果の要旨

本学位請求論文は、2023年6月26日に学位申請者の学力の確認を行ったのち、受理したものである。

本論文について、2023年8月29日10時から12時05分にわたり、京都府立大学文学部会議室において公開審査会を実施した。最初に概要の発表があり、その後、審査委員による質疑がおこなわれた。以下に本論文の研究上の達成と、質疑のおもな内容を記す。

研究上の達成

厚生省については、社会事業・福祉政策や総力戦といった観点から、かなりの研究の蓄積があるが、国民体力法の制定やその意義についてふれた研究は少なく、同法の準備過程から制定までを本格的に分析したものは見当たらない。本論文は、国民体力法がなぜ、どのような過程を経て制定されたのか、それを主導した勢力は何か、同法が総力戦体制に果たした役割などについて、従来ほとんど使用されてこなかった史料も用いながら実証的に考察している。その上で、総力戦体制は人の身体を、どのような論理や方法によって絡めとっていくのか、そこに日本の総力戦体制の矛盾や特色がいかなる形をとって発現していくかについて、解明し議論を展開している点は高く評価できる。また、国民体力法の論理が、国家が親権に強力に介入することによって、予定調和的な家族国家論を瓦解に導く可能性をもつことに着目し、身体をめぐる「公」と「私」のもたれあい、あるいは、せめぎ合いや矛盾を明らかにしたことは、身体論を媒介にした新たな総力戦体制研究の展望を切り拓くものである。

審査会でのおもな質疑

- ① 第1章でふれている小泉親彦については、すでに先行研究が説得力のある説明を行っている。それに対してどのような見解をもっているか。
- ② 先行研究の中で国民体力法が注目されてこなかったのはなぜか。国民体力法を分析することは、総力戦体制研究にとってどのような意義があるのか。総力戦体制やファシズム論に対してどのような理論的問題提起がなされているのか。
- ③ 国民体力法には医療関係者も関わっていることから、優生思想と国民体力法はどこかでつながっていないだろうか。そのような視点からも分析してみる必要がある。また、文部省・教育界の声はどのように反映されたのか。
- ④ 「国民体力法」の重要な役割は、徴兵検査に「合格する国民」とそうでない国民に「ふりわける」ことにあったとするが、なぜ徴兵検査前に「ふりわける」必要があったのだろうか。「ふりわける」ことでどのような効果が生まれるのか。

- ⑤ 人間を物として扱うことへの忌避感によって、法の名称から「管理」の字句が削除されたが、その理由をもう少し深く突っ込んで考察してみる余地がある。日本的な総力戦体制のあり方と深く関わっている可能性がある。
- ⑥ 「「私事」が公的性格を帯びるようになった」という山之内靖氏の総力体制論に依拠しているが、「国民体力法」の分析を通じて、山之内氏の研究を先に進める展望はどのような点で得られたのか。貴族院の審議の中で、黒田議員は「身体の所有権はその人にあるが、使用权は国家がもつ」と発言しているが、これをヒントにすれば、山之内説を突破する可能性があるのではないか。
- ⑦ 審議の過程で持ち出された日本精神について、同時代の戸坂潤の解説の引用に終わることなく、その言葉がもたらす役割や作用について、踏み込んだ説明をする必要がある。戸坂の解説にさらに解釈を加えることによって、この研究の意義が一層明らかになり、本研究が総力戦体制研究にどのような問題提起を行っているかも鮮明になるはずである。

以上の質疑に対して次のような応答があった。

①については、先行研究が用いている史料や評価は、自身が先に公表した研究論文に依拠したものである。③については、優生思想については今後の課題だが、文部省・教育界は国民体力法の成立に影響力をもっていない。④については、「ふりわけ」ことは徴兵検査の先取りを意味するが、効果については国民体力法成立後の実態を分析する必要がある。②、⑤、⑥、⑦については十分考察しえていないので、今後の課題としたい。

質疑応答を通じて、本論文の意図するところ、さらに考察すべき問題、今後取り組むべき課題が明確になった。国民体力法の準備から成立までの過程をトータルかつ実証的に明らかにしたことは、今後の総力戦研究の基礎となる業績であり、研究の前進に大きく寄与するものである。よって、本委員会は、本論文が博士（歴史学）の学位授与の評価基準を満たしていると判断し、博士（歴史学）の学位を授与するに値するものと認める。